

# 平成18事業年度

自 平成18年4月1日

至 平成19年3月31日

## 事業報告書

独立行政法人国際観光振興機構

# 平成18事業年度 事業報告書

平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで

## I. 事業の概要

### (1) 独立行政法人国際観光振興機構の目的と業務

#### ① 目的

独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

#### ② 業務概要

- ・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- ・外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- ・通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第11条第1項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- ・国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- ・国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- ・前各項目の業務に附帯する業務を行うこと。
- ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第11条に規定する業務を行うこと。

### (2) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）

### (3) 主務大臣 国土交通大臣

### (4) 事務所

#### <国内>

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ・本部                   | 東京 |
| ・ツーリスト・インフォメーション・センター | 東京 |

#### <海外>

- |                |         |
|----------------|---------|
| ・ソウル観光宣伝事務所    | ソウル市    |
| ・北京観光宣伝事務所     | 北京市     |
| ・上海観光宣伝事務所     | 上海市     |
| ・香港観光宣伝事務所     | 香港特別行政区 |
| ・バンコク観光宣伝事務所   | バンコク市   |
| ・シンガポール観光宣伝事務所 | シンガポール市 |
| ・シドニー観光宣伝事務所   | シドニー市   |

- ・ ロンドン観光宣伝事務所
  - ・ フランクフルト観光宣伝事務所
  - ・ パリ観光宣伝事務所
  - ・ ニューヨーク観光宣伝事務所
  - ・ ロサンゼルス観光宣伝事務所
  - ・ トロント観光宣伝事務所
- ロンドン市  
フランクフルト市  
パリ市  
ニューヨーク市  
ロサンゼルス市  
トロント市  
(平成 19 年 3 月末現在)

(5) 役員の状況

役職	氏名	任期	担当職務
理事長	中村 稔	4 年	平成 19 年 3 月 31 日付で退任
理事	茅野 泰幸	2 年	管理部及び経理部の所掌する事務
	登 誠一郎	2 年	コンベンション誘致部の所掌する事務 及び理事長が特に命ずる事務
	安田 彰	2 年	事業開発部の所掌する事務
	板谷 博道	2 年	海外市場開拓部及び国内サービス部の 所掌する事務
監事	藤原 利紘	2 年	
	長岡 孝	2 年	

(平成 19 年 3 月末現在)

(6) 職員の状況

100 名 (平成 19 年 3 月末現在)

## II. 事業の経過及び成果

### 1. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 組織運営

- ① ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)に貢献するため、JNTO 本部職員が VJC の各事業推進チームのメンバーとして、市場ごとの事業方針、具体的事業計画の策定、個別事業の執行管理に参画した。
- ② 全機構的なプロジェクトの実施に際し、部を横断するメンバーによる CFT(Cross Functional Team)を設置し、対処した。
- ③ 平成 18 年 5 月にシンガポール観光宣伝事務所を開設し、日星観光交流年記念事業の現地での調整、インド等 VJC 重点市場以外の市場における活動を開始した。
- ④ 前年度末のサンフランシスコ事務所閉所に伴い、ロサンゼルス事務所が管轄地域を引き継いだ。管轄地域拡大に対応するため、本部派遣職員を 1 名増員した。

## (2) 人材の活用

- ① 全職員を対象に、平成 17 年度の業績、勤務状況等に関する人事評価を実施し、処遇に反映させた。
- ② 中途採用者・出向職員を対象としたオリエンテーション、外部講師によるリサーチ研修等、多様な研修を行った。

## (3) 効率的・効果的な業務運営の促進

- ① 各部業務分掌の見直しや出張関係の手続き等関係規程の改正を行った。役員会で審議・了承された案件については役員の決済を省略し、担当部長が決裁する等の手続きの簡素化を行った。
- ② グループウェア「サイボウズ」を本部及び海外観光宣伝事務所に導入した。サイボウズ導入により、海外観光宣伝事務所が作成したニュースレター等、幅広い文書の共有が可能となり、機構全体での情報共有が進展した。

## 2. 外国人旅行者誘致活動

- ① 地域観光情報の更なる追加、VJC 北米サイト統合、市町村が運営するウェブサイトへのリンク拡大等により、JNTO ウェブサイトの内容を充実させた。
- ② パリ、フランクフルト、バンコクの各事務所が管理するローカルウェブサイトを開設し、各市場の嗜好やニーズに一層合致した観光情報提供を開始した。これにより、タイ市場向けの情報発信がタイ語で可能となった。
- ③ 日本の観光地の画像をダウンロード出来る「フォトライブラリー」の掲載画像を充実させた。掲載画像数は前年度運用開始時点の 400 枚から約 2,000 枚まで増加した。
- ④ 海外観光宣伝事務所では、市場のニーズに合わせてニュースレターを作成し、報道機関や旅行会社等へ随時又は定期発信し、訪日旅行の最新情報を提供した。
- ⑤ 「Yokoso! Japan トラベル・マート 2006 春」、「Yokoso! Japan トラベル・マート 2006 秋」等への旅行会社招請、共同広告の実施、旅行パンフレットの作成支援、旅行見本市への共同出展等の事業を通じ、市場国旅行会社による訪日ツアーの造成・販売を支援した。
- ⑥ 「高級・高品質」、「Affordable Japan」等、重点訴求テーマを設定した上で、旅行会社招請、旅行見本市出展、セミナー開催等を実施し、訪日ツアーの造成・販売を支援した。
- ⑦ 日本と周辺諸国を周遊する旅行商品の造成・販売を支援するため、韓国、タイ等の政府観光局 (NTO) と共同事業を実施し、新たな訪日旅行需要の掘り起こしを行った。
- ⑧ 訪日ツアーを販売する旅行会社に対し、セミナーや e-ラーニングを通じて研修を実施した。米国とドイツでは研修で一定の成績に達した者を「Japan Travel Specialist」に認定した。
- ⑨ 世界的に有名なミシュラン社に対しガイドブックの発行を働きかけ、約 1 年にわたり VJC、地方自治体等と連携して取材協力を行った。
- ⑩ 観光案内所、美術館等 26 箇所を「i」案内所に指定した。また、鳥取県内の観光案内所を初めて「i」案内所に指定した。この結果、「i」案内所指定ゼ

ロ県がなくなった。

- ⑪ 最新情報・資料の提供、会議誘致コンサルティング、国際会議主催者への共同セールス等、国際会議誘致のために具体的な支援活動を行なった。
- ⑫ 国際会議観光都市・コンベンション推進機関を対象に各種人材育成研修会を実施した。
- ⑬ 通訳案内士試験を国内だけでなく、海外4会場(ソウル、北京、香港、台北)でも実施した。

### 3. 運営資金調達の状況

当期の運営資金調達については、国際観光振興事業経費及び国際会議主催者への交付金事業経費等への充当分として次のとおり行った。

- ① 政府から運営費交付金として、2,266,941千円の交付を受けた。
- ② 賛助団体・会員等から賛助金・協賛金として、266,303千円の拠出を受けた。
- ③ 国際会議の開催に係る寄附金として、262,700千円の拠出を受けた。

### Ⅲ. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当なし。